

納税協会 ニュース

平成23年4月

納税協会ホームページURL

<http://www.nouzeikyokai.or.jp>

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4

財団法人 納税協会連合会

TEL 06-6135-4062 (編集部直通)

FAX 06-6135-4056 (//)



April 2011
No.169

トピックス

ひかり税理士法人

金融機関が破綻した場合のペイオフ対象外の預金の課税上の取扱いについて

—預金保険機構からの事前照会に回答—

(国税庁)

国税庁は2月15日、金融機関が破綻した場合における預金保険制度による保護の対象外となる預金(以下、非付保預金という)に係る所得税および法人税の取扱いについて公表しました。

これは、金融機関が破綻した場合に、非付保預金に係る元本の一部が返済されないケースの税務上の取扱いについて、預金保険機構からの事前照会に国税庁が見解を示したものです。

具体的には、①民事再生法における再生手

続開始の申立てが行われた場合の法人税の取扱いでは、非付保預金の50%までの金額を申立てが行われた日の属する事業年度の損金に算入することができるとし、さらに②概算払率が決定した場合や③再生計画認可の決定が行われた場合の所得税および法人税の取扱いが示されています。

なお、個々の納税者について具体的な取引に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがある旨の但し書きが添えられています。

法人企業統計調査結果(平成22年10-12月期)を公表

—前年対比は増収、増益傾向—

(財務省)

財務省は3月3日、平成22年10月から12月期の法人企業統計調査の結果について公表しました。

これによると、全産業の売上高は348兆9,443億円で、前年同期を13兆7,661億円上回る結果(前年同期比4.1%増)となりました。

業種別にみると、製造業では石油、石炭などで減収となったものの、食料品や生産用機械などの増収が牽引し、製造業全体では前年同期比6.7%増となっています。また、非製造業でも、建設業、物品賃貸業などが減収と

なりましたが、サービス業や小売業などで増収となったことから非製造業全体では前年同期比3.0%増となっています。

全産業の経常利益は13兆2,114億円となり、前年同期を2兆8,351億円上回り(前年同期比27.3%増)、円高やエコカー政策打ち切りの影響が心配されましたが、その反動は軽微なものであったといえるでしょう。

一方で、失業率は依然として高水準にあり、先行きの見通しはまだ厳しい状況といえましょう。

事前確定届出給与、初の裁決事例公表

—不服審判所平成22年1月～6月裁決事例を公表—

(国税不服審判所)

国税不服審判所は2月25日、平成22年1月から6月までの裁決事例47例をホームページ上に公表しました。このうち、事前確定届出給与に関して初めての裁決事例(平成22年5月24日裁決)が公表されており、支給日と支給額の確定時期について争点となっている点が注目されます。

具体的には、①届出記載の支給日と実際支給日にずれがあったこと、②支給額の決定と

なる評価査定が届出日後であったことから事前確定届出給与とは認めず、損金算入できないこととしています。

これは、法の趣旨が、その職務執行の対価である役員給与の支給の恣意性を排除するために、支給日および支給金額について事前の届出を要することとしたものであり、この点を重視した判断となっています。

還付金処理状況をe-Taxで確認可能に

—還付金処理状況確認について公表—

(国税庁)

国税庁は、e-Taxを利用して還付申告を行った場合に、支払予定日などの還付金の処理状況について確認できる旨を明記した「還付金処理状況確認について」をホームページに公開しました。

具体的には、e-TAXにログインすることで、①申告書の確認、②振込先の確認、③支

払手続完了といった還付金の処理状況を確認することが可能となります。

なお、還付金の処理状況が確認可能となるのは、e-Taxによる還付申告を行ってから、2週間程度経過した日からとなり、電子メールアドレスを登録しておく、お知らせメールのサービスが受けられます。

ワンポイント 税理士 岸田光正

交際費等における5,000円基準の留意点

本来、交際費等に該当する費用のうち1人当たり5,000円以下の飲食費については、交際費等の範囲から除かれています(いわゆる「5,000円基準」)。この5,000円基準の適用に当たり留意すべき点は、以下のとおりです。

1 飲食費に限られる

5,000円基準は飲食費(サービス料やテーブルチャージ等も含まれます)について適用されます。したがって、物品の贈答費用や旅行・観劇等に招待するための費用、送迎費用等については5,000円基準の適用はありません。

また、ゴルフ・観劇・旅行等での接待に際して、その費用のうち飲食費部分だけを抜き出して5,000円基準の適用を受けることも認められません。

なお、得意先等に対し弁当を差し入れた場合の弁当代は厳密にいえば物品の提供にあたりますが、差入れ後相応の時間内に飲食されることから5,000円基準の対象となります。

2 いわゆる社内交際費については適用されない

5,000円基準は、社外の者との飲食費が対象となり、社内の者だけで飲食する費用については5,000円基準の適用はありません。なお、親会社等グループ会社の役員や従業員は、社外の者に該当します。

また、同業者パーティ等に1人で参加して参加費を支払う場合や得意先等と飲食費を「割り勘」にしたような場合も、互いに接待し合うための飲食費であることから社内交際費には該当せず、5,000円基準の適用があります。

3 もともと会議費である費用については適用されない

5,000円基準は、交際費等に該当するもののうち少額なものについては交際費等としないという趣旨のもので、その費用の性格が会議費や福利厚生費に該当するものには適用がありません。

したがって、1人当たり5,000円超の飲食代であってもその費用が会議費(会議に関連して茶菓、弁当等の飲食物を提供するために通常要する費用)に該当するものであれば、会議費として損金算入が認められることとなります。

4 1人当たり5,000円以下かどうかの判定は一定の算式により行われる

1人当たり5,000円以下の飲食費かどうかの判定は、各人が飲食店等において、それぞれの程度の飲食等を実際に行ったか、各人分としていくら負担したかにかかわらず、単純に次の算式により判定します。

$$1人当たりの金額 = \frac{\text{飲食等のために要する費用として支出する金額}}{\text{飲食等に参加した者の数}}$$

なお、飲食費にかかる消費税等については、その飲食費を支出した法人が税抜経理方式を採用しているのであれば税抜きの金額により、税込経理方式を採用しているのであれば税込みの金額により判定します。

5 帳簿等への記載が必要とされている

5,000円基準の適用を受けるためには、帳簿や証ひょう等に次の事項が記載されていることが必要です。

- ①飲食等のあった年月日、②飲食等に参加した得意先、仕入先等の氏名又は名称及びその関係、③飲食等に参加した者の人数、④飲食等に要する費用の金額並びに飲食店、料理店等の名称及び所在地

なお、②の相手方の氏名について、その一部が不明の場合や多数の者が参加したような場合には、「〇〇会社、〇〇部、〇〇部長他10名、卸売先」というような表示であっても差し支えありません。